

意 見 (案)

令和 4 年 1 月 27 日、知事から、「教育長の給料月額について」及び「特別職（知事、副知事、議員）の期末手当について」の意見を求められましたので、1 月 27 日及び本日 1 月 12 日の 2 回にわたり意見交換を行い、審議してまいりました。

その結果、教育長の給料月額については、他の都道府県に比べ低い水準にあることが認められることから、本県の他の特別職の給料・報酬の全国の中での位置を考慮しつつ、引き上げることが妥当であると考え、意見を取りまとめました。

また、特別職の期末手当の加算割合については、国の特別職や指定職、他の都道府県の特別職との均衡を考慮し、45 パーセントとすることが妥当であると考え、意見を取りまとめました。

1 教育長の給料月額について

(基本的認識)

教育長の給料月額は、知事等他の特別職と同様、その職務の困難性と責任の度合いに応じて決定されるべきものです。平成 27 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長と教育委員長の役割が一本化されたことに加え、少子化が進む中で特色ある学校づくりなどの諸施策を推進する立場である教育長の職

務の困難性と責任の度合いは、ますます高まっていることが認められます。

これらを踏まえた上で、教育長の給料月額については、県民の理解が得られる適切な水準でなければならないと考えます。

(給料月額の水準の検討)

教育長の本則における給料月額の全国順位は、令和4年10月1日現在で41位となっており、全国的に見て低い水準と言えることから、給料月額を引き上げることが妥当と考えました。

引き上げるにあたっては、平成31年4月に知事、副知事及び議員の給料・報酬を引き上げた際に、教育長については引き上げを行っていないことから、本県の他の特別職の給料・報酬の額が、全国の同じ特別職に比べてどの位置にあるかを考慮し設定することが妥当であるとの結論に至りました。

2 特別職（知事、副知事、議員）の期末手当について (基本的認識)

知事、副知事及び議員の給料・報酬の額は、その職務の困難性と責任の度合いに応じて決定されるべきものです。社会情勢が変化する中で、地方公共団体の果たすべき役割は増しており、知事等の職務の困難性と責任の度合いもますます高まっております。

これらを踏まえた上で、知事等の給料・報酬については、県民の理解が得られる適切な水準でなければならないと考えます。

(期末手当の加算水準の検討)

期末手当については、給料月額に加算割合分を上乗せした期末手当基礎額に支給率を乗じることとされています。その加算割合については、本県の特別職には30パーセントが適用されていますが、全国の状況を見ると、国や39の都道府県で45パーセントの加算割合が適用されており、本県は全国の状況と乖離し、低い水準にあります。

本県の特別職の期末手当の年間支給額の全国順位は、知事は43位、副知事は42位、議員は43位という状況にあります。

期末手当の加算割合を、国の特別職や指定職、他の都道府県の特別職との均衡を考慮し、45パーセントとした場合、期末手当の年間支給額の全国順位は、知事は31位、副知事は28位、議員は25位となります。

これは特別職が担う重責及び全国との均衡を考慮すると適切なものと考え、加算割合を現行の30パーセントから45パーセントとすることが妥当であるとの結論に至りました。